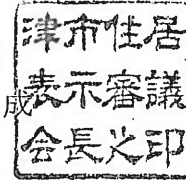


住審答申第21号

平成25年4月11日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津市住居表示審議会
会長 樹 神



住居表示を実施する市街地の区域の町割り等について（答申）

平成25年3月26日付け津市総第2057号で諮問のあった住居表示を実施する市街地の区域の町割り等について、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

- 1 高野尾町の一部の「住居表示を実施する市街地の区域」の町割りについて町割りは、自治会の範囲や道路等の恒久的な施設の状況を考慮し、別図のとおり5つの町とする。
- 2 高野尾町の一部の「住居表示を実施する市街地の区域」の町名について町名は、豊が丘一丁目、豊が丘二丁目、豊が丘三丁目、豊が丘四丁目及び豊が丘五丁目とし、別図のとおりとする。
- 3 理由等について別紙のとおり



1 会議の概要

本審議会は、高野尾町の一部の「住居表示を実施する市街地の区域」の町割り及び高野尾町の一部の「住居表示を実施する市街地の区域」の町名について、平成25年3月26日に市長から諮問を受け、審議を行いました。

会議では、平成24年4月26日に当審議会が住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の方法について答申を行って以降、平成24年第3回津市議会定例会において議決を得たこと、当該区域の住民を対象とした意見聴取会を経て平成24年末から平成25年1月にかけて町の区域と名称についてのアンケート調査を行ったこと、またその結果などについて、津市当局からそれぞれ説明を受けました。

そして、これまでの経過を踏まえて、町割り及び町名についての意見を委員に求め、審議を進めました。

2 結論

(1) 高野尾町の一部の「住居表示を実施する市街地の区域」の町割りについて

市議会で議決された住居表示を実施する市街地の区域内には5つの自治会があり、自治会それぞれの範囲は住民生活におけるひとつの圏域として捉えることができます。

また、住居表示の実施に伴い新たに町の区域を設定する場合、道路、水路などの恒久的な施設で分かりやすく区切るのが原則となっています。

これらを考慮したものとして、アンケート調査で住民等に示された内容でもある市道高野尾豊が丘第83号線、市道高野尾豊が丘第84号線、市道高野尾豊が丘第67号線の一部、豊が丘おおぞら公園等の恒久的な構造物並びに自治会の境界を基本とする5つの町を設定する町割り案（別図）について審議しました。

同案では、現状の豊が丘西自治会と豊が丘西第2自治会の境界とは異なる町界となっており、アンケートにおいて自治会の区域と合わせたほうがよいという意見も寄せられていますが、町界と異なる部分の自治会境界は、想定される街区内を縦断していることなどから、分かりやすい町界の線引きとするためにも、当審議会としては、同案（別図）のとおり設定することが適切であると認

めます。

また、同案については、アンケート調査の結果においても回答者の80%を超える賛同があり、住民の意向も反映されているものであると認めます。

(2) 高野尾町の一部の「住居表示を実施する市街地の区域」の町名について

当該区域には、町名としては「高野尾町」、小学校や自治会などの名称は「豊が丘」、団地名としては「豊里ネオポリス」というように、この地域を表す名称がいくつかあります。

住居表示の実施基準により、町名はできる限り従来の町の名称や当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称に準拠して定めることが望ましいほか、そこに住む住民の意向が尊重されるべきと考えます。

アンケート調査の結果からは、「高野尾」が含まれた名称を希望された方が回答者の約21%、「豊が丘」が含まれた名称を希望された方が回答者の約67%となっており、さらに、複数の町割りをした場合の町名については、「高野尾」、「豊が丘」の希望者の両方において、○丁目で区別するという意見が多くありました。また、津市当局が、地元の小学校6年生から聞き取った内容においても「豊が丘」を希望する意見が多くありました。

これらのことから、当審議会としては、上記(1)の町割りに対する町名について、豊が丘一丁目から豊が丘五丁目までの5つの町名を別図のとおり設定することが適切であると認めます。

なお、町の並びについては、市内で既に住居表示を実施している地区の例により、東南に位置する町を一丁目とし、蛇行した形で連続するように五丁目までを配置することが妥当であると認めます。

